

平成 26 年第 3 回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成 26 年 9 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 26 年 9 月 5 日	午前 10 時 00 分
	閉 会	平成 26 年 9 月 16 日	午前 11 時 10 分

第 3 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 26 年 9 月 9 日	午前 10 時 00 分
	散 会	平成 26 年 9 月 9 日	午後 2 時 30 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	10	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	11	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	12	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	13	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	14	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	2番 井田理恵
	3番 五味高明

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小山岳夫
係 長	古越光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副 町 長	内堀豊彦	
教 育 長	櫻井雄一		会 計 管 理 者	山本邦重
総 務 課 長	尾台清注		企 画 財 政 課 長	土屋和明
税 務 課 長	茂木康生		教 育 次 長	重田重嘉
町 民 課 長	荻原浩		保 健 福 祉 課 長	古畑洋子
産 業 経 済 課 長	飯塚守		建 設 水 道 課 長	大井政彦
消 防 課 長	土屋淳			
議 事 日 程	別紙			
議 長 の 諸 報 告	別紙			
会 議 事 件	別紙			
会 議 の 経 過	別紙			

第3回定例会会議録

平成26年 9月 9日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（笹沢 武君） おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（笹沢 武君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
175	7	市 村 千 恵 子	児童クラブの高学年受け入れを早急に
			太陽光発電設置に届け出義務化を
193	8	小井土 哲 雄	歩車道の安全対策について
207	9	五 味 高 明	人事処遇制度について
			平成26年度予算の執行状況について
			町民の森の活用について

通告7番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 通告7番、議席番号12番の市村千恵子です。2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、児童クラブの高学年受け入れを早急にと、もう一つ、太陽光発電設置に届け出義務化をということで質問いたします。

まず、児童クラブの高学年受け入れの早急にという点でありますけれども、町は

他町村に先駆けて放課後児童クラブを実施してきています。フルタイムやパートなどで共働きの世帯がふえる中、ますますニーズは高く、高学年受け入れ実施を望む声が非常に多くあります。

また、町の第4次長期振興計画においては、児童クラブ対象を高学年まで拡大し、定員を150人から200人へ増員するとあります。当初予算におきまして、大林児童館の増設計画の用地取得費が3月議会に提案され、可決されたところです。

また、本議会においては、その建物補償費が補正予算として計上されているところでもあります。

この大林児童館の増設計画の進捗状況と、それから第4次長期振興計画にもある高学年の受け入れの見通しについてお聞きしていきたいと思えます。

放課後児童対策事業でありますけれども、学童保育と言われることなのですが、御代田では児童クラブということで登録児童制をとっています。たくさんのお母さんの強い要望と運動がありまして、町もその声に積極的に応えて、平成8年4月にようやくかばんを背負ったまま行ける学童クラブというものが実現いたしました。町内には、それ以前には、54年4月1日開所の平和台児童館、昭和59年4月1日開所の東原児童館がありましたけれども、下校後、かばんを背負ったまま通える学童保育は実施されておらず、フルタイムで働いているお母さんのところの数人の子供たちが特例的にその児童館にかばんを背負ったまま学校の帰り、行ってもよいという特例的な状況で受け入れがされていきました。特例的に見てもらっているお母さんたち、自分たちの後の子供たちが、フルタイムで働いているお母さんたちにとって、御代田の中できちんと学童保育というものが位置づけてほしいということがありまして、そういう運動の広がりの中で、私も子育て中でしたので、一緒に参加して運動してきた経緯がございます。

そのときに、陳情を議会と町長に提出し、皆さんで手分けして、当時の議員さんの方たちに、学童保育の必要性、学童保育ってどういうものかということがまだ周知されてない時代でありましたので、そういった必要性もお話しして、陳情したんですけれども、当時の議会では否決となってしまいました。

しかし、当時、柳沢薫町長でしたけれども、町の英断で、南小学校近くの第3の児童館建設が決まりまして、大林児童館が建設され、長年の働くお母さんたちの願いであった学童保育が公設の施設として御代田町平成8年4月1日、大林児童館開

所と同時に平和台児童館、それから東原児童館でも学童保育、児童クラブというものが実施されることになりました。

その後、平成10年4月に児童福祉法の改定に伴って、学童保育というものが児童福祉法の中に位置づく事業として法制化されました。御代田町はその法制化に先駆けて、公設としてきちんとやってきた自治体であります。御代田町は、非常にそういうお母さんたちのニーズをしっかりと受けとめて、平成8年4月から放課後児童対策事業として児童館の中で児童クラブを設け、放課後児童の適切な指導及び保護を行うとして、必要な事項を定め、実施されてきました。

当時は、平成8年ごろは、まだ週休2日制になっておりませんでしたので、月曜日から金曜日までの運営でありました。その後、学校の週休2日制が導入され、完全実施される中で、やっぱりその受け皿となるよう、土曜日も開所するということに対応をされてきているところでもあります。対象児童は、その当時も現在もそうなんですが、1年生から3年生までで、原則平日は正午から6時、それから土曜日や学校のお休み、長期休みのときにおいては午前8時から6時までの受け入れということで、非常にこれは子育て支援でも大きな働くお母さんたちの保育園と同じように、強い施策となっているわけです。

今現在、児童館、本当に3館ありますけれども、ニーズが高く、来館者とか一般で入館できるのもありますし、それから登録制できちんと出欠を確認できる児童クラブというものもありますけれども、当初、御代田町、平成8年3月19日に定められた御代田町児童クラブ運営要綱では、児童クラブの定員は25名でありましたけど、平成16年3月24日に至っては50人以内とするということでされたわけですが、特に大林児童館は小学校からも隣接であるという好条件の中、利用者が多く手狭になっているというのは、この間ずっと言われてきたことであります。

現在、児童クラブの運営要綱を見れば、クラブ定員は各児童館65人以内とするとありました。今回の決算資料をいただきまして、見ますと、3館の来館者数は、ちょっと私のほうで数字が出てたものを平均化したものですけど、1日平均46.5人、前年度は48.1人という感じでしたけど、年間3万5,472人という利用者があると。3館それぞれ利用者別の数字が載っていましたので、見ますと、それぞれ特徴がありまして、乳幼児の利用が多いのが平和台児童館、低学年の利用が、これは一般で入館する、児童クラブとはちょっと違いますけど、児童館機能として利用さ

れているところでは、乳幼児の利用が非常に多いのが平和台児童館で、低学年の利用が多いのが東原児童館で、高学年の一般での利用が多いのが大林児童館というように、何か3つの児童館がそれぞれの特徴が出ていました。

児童クラブの受け入れは、大林が37.8名、東原が39.2名、1日の平均です。平和台が22.2名となっています。

こういう中で、非常に希望者が多く、利用者も多い中で、手狭にどの平和台も東原も大林もですけども、手狭になっているのではないかなというふうに思っている中で、大林児童館がいよいよ現実味を帯びて、増築計画というものが出てきて、非常によかったなと思っています。

この大林児童館の増設計画、用地取得が3月議会に出され、今議会では建物補償費が補正予算に計上されているわけですけど、この増設計画の経緯と進捗状況について、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 済いません。今の児童館で公設の児童館、学童保育、ランドセルを持ったまま行かれるという状況になっていますが、これはちょっといろんな歴史があるので、私のほうとしても、ちょっとそれを今、保護者の皆様にもどうして今そういうふうになっているのかということを知っていただく必要もありますし、時間がたつとそういう歴史も薄れていってしまっておりますので、この経過をちょっと私としても説明したいと思うんですけども、当時、私が1期目の選挙に出る22年前、議員のときに、やはり学童保育を求める声がありまして、多くのお母さん方が学童保育やってほしいという要望があって、私も一緒に署名などを集めて、かなりの署名をお母さん方が集めました。ですから、私が最初の議会のときに陳情が出されて、署名用紙とともに出されたわけですけども、残念ながら議会では否決という結果になってしまいました。

そうした中で、その後に行われました町長選挙で、柳沢薫町長が、無投票だったんですけども、選挙公報に学童保育を実現するという公約を書いていただきまして、その柳沢町長の英断によって、現在の公設で無料の学童保育が誕生しました。

当時、この学童保育、無料で公設の学童保育は、恐らく長野県の中でも数少ない、

東信地方で恐らく御代田町が最初だったと思いますけども、そうしたお母さん方の大きな運動によって、それが実ってきたという、そういう経過はぜひ歴史としても知っていただきたいと思います。

そして、その後も土曜日ですとか、時間とか、いろいろおやつのこととか、いろんな要望が出る中で、それを1つ1つ改善する中で、現在の状況になっています。大変好評をいただいているということで、今回、それをどう解消するのかということで、新たな発展段階かと考えていますけども、いずれにしてもそういう経過の中でこの事業が始まってきたということ、ぜひ私は利用している保護者の皆様にも知っていただきたいと思って発言させていただきました。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、私のほうからは大林児童館増設計画の進捗状況についてお答えをいたします。

御質問のとおり、町の長期振興計画におきまして、放課後児童クラブの定員を150人から200人に増設、あと高学年の受け入れということを目指しております。

定数増の背景としましては、子育て世帯の核家族化や共働きがふえている状況下において、児童の放課後の安全な居場所である放課後児童クラブへの受け入れ要望は多く、年々登録児童数が増加しております。

このような状況の中、受け入れの要望に対応することができない、いわゆる待機児童の発生を防ぐため、児童館の定員を増員することとし、町の児童クラブの運営基準であります御代田町児童クラブ運営要綱を改正し、平成23年4月から1児童館当たりの定員を50人から65人に増員し、3館合計で195名を定員といたしました。

なお、実際に受け入れている児童数につきましては、平成23年度から185名を受け入れ、平成26年度、今年度は8月末現在で定員を若干上回る209名を受け入れており、いわゆる待機児童はございません。

現在、小学校低学年を対象とした児童クラブは、南小学校管内で大林児童館と平和台児童館、北小学校管内で東原児童館の計3館で実施しておりますが、保護者からは、以前から対象児童を小学校高学年まで拡大してほしいとの強い要望がございます。

小学校高学年受け入れの現状につきましては、保護者の任意団体であります御代田町に学童保育をつくる会がハートピアみよたをお借りして実施している学童保育事業に対して町の補助金を交付しております。ことしの夏休み期間中につきましては24名の高学年の小学生が利用いたしました。

昨年12月に実施いたしました子育て支援ニーズ調査、アンケート調査でございますが、この結果では、児童クラブにおける小学校高学年までの受け入れ実施について、高学年になっても引き続き児童クラブを利用したいという回答が82件、全体では8.5%でございますが、82件という多数がございました。

また、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度におきましても、国は放課後児童クラブの受け入れ目標人数を85万人から122万人に拡大し、小学校高学年までの受け入れの推進を位置づけるなど、国策としても小学校高学年までの受け入れは子育て支援施策における重要事項の1つとなっております。

当町は、保護者のニーズに沿った児童クラブの実現に向け、高学年までの受け入れをなるべく早期に実施することとし、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする都市再生整備計画事業の中で児童館の施設の改修や増築等について計画的に整備することといたしました。

具体的には、現在、3館の中で利用率が最も高く、定員を常にオーバーしている大林児童館の施設整備を先行することとし、平成28年度開館に向けまして、今年度の当初予算で用地取得費、調査設計委託料等を議決していただいているところでございます。本年5月に府中市の所有者宅を訪問いたしまして、用地交渉を行い、用地費につきましては、公示価格と均衡類似価格、売買実例に基づき算定した価格とすることを内諾いただき、別荘2棟と立木等の補償費につきましては、県の補償基準に基づき算定するため、専門業者に委託して調査に入るということを内諾いただきました。6月には専門業者に物件調査業務を委託し、県の補償基準に基づく調査業務が完了したため、本議会に補償費等の関連予算の補正をお願いしておりますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、町長のほうからも本当に報告があったように、本当にもう20年も前になって、20年近くなるんだなという思いもありますが、本当にこ

の間、御代田にとって学童保育というものが非常に公設だっているところは誇れる施策であったというふうに思っていますし、ぜひ今後も続けていってほしいと思うところです。

今回、今、進捗状況を聞く中では、やはり3館ともかなり受け入れ体制が十分ではないと。ニーズに及んでないという中で、徐々に少しずつ都市再生整備計画の中で順次26年から30年の中でやっていくというお話ありました。とりあえず、一番多い大林児童館に着手するということでもあります。

2012年、平成24年ではありますが、8月に国会で、子ども・子育て関連三法、子ども・子育て支援法、認定こども園改正法、それから児童福祉法改正法含めた関連整備法が可決成立いたしました。

子ども・子育て支援法が新たに制定されたことによって、学童保育、この放課後児童クラブがしっかりと児童福祉法の中に位置づけられる改定がされました。

現在、政府は2015年、平成27年4月1日から本格実施を目指して準備をしています。新しくできたこの子ども・子育て支援法では、1、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に学童保育を位置づけ、市町村の実施責任を強化する。2、市町村に学童保育の整備計画を含む子ども・子育て支援事業計画の策定を位置づける。3、学童保育園の補助金は、その事業計画に基づいて支出される交付金として出される。4、市町村に子ども・子育て会議を設置し、これは努力義務でありますけど、事業計画や推進方策などを検討する。5、法律の不足に指導員の処遇改善、人材確保の方策を検討し、所用の措置を講ずるとあります。

もう一つ、その児童福祉法の主な改定でありますけど、先ほど課長が言ったように、対象児童を6年生までの小学生に引き上げるというのが明記されます。2は、国や地方自治体以外が学童保育を実施する場合、事前に市町村の届け出が必要になるとか、それから国として学童保育の基準を省令で定める。同時に市町村は国の定める基準を踏まえて条例できちんと定めると。

今現在は、要綱で、児童クラブ運営要綱というものなんですけど、これが今度は学童保育の条例化というものがなってきます。指導員の資格とか配置基準は、国が定めた基準に従う。これは従うべき基準ということであるそうですけれども、それ以外の開設日や開設時間、施設の基準などは、国の基準を十分に参考にして定める参酌基準。市町村には、その基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため

に必要な水準確保をするものでなければならないとの制限もきちんとあるそうです。

こういう中で、これから法整備もきちんと位置づけされていくわけですが、今現在、公設でやってない自治体は、本当にこれから支出もふえて大変だと思うんですけど、御代田はもう既に公設でしっかりと配置してやっていますので、非常にそういうところでは、何らかの国からの交付金というものがふえていくのではないかなという期待もするところでもありますけれども、まずは、こういった高学年がもうきちっと児童福祉法のほうで決められてくる中で、御代田も条例として整備しなければならないわけですが、今後、大林児童館については、今現在着手が始まっているので、28年開設ということでもありますけれども、そのほかの東原、それから平和台児童館に対して、26年から30年の間で整備ということでしたけれども、まだ、高学年受け入れの具体的3園という部分では、まだ見通しとしてはどうでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） それでは、大林児童館の今後の予定と、あとその他の児童館の予定も含めましてお答えしたいと思います。

先ほどお願い申し上げました大林児童館の施設整備関連予算の補正について、本議会で御承認を賜りましたら、税務署協議等の手続を経てから、所有者と契約を締結し、所有者の責任において更地としていただいた後の用地を取得する予定となっております。可能であれば、今年度中に設計まで実施し、来年度中に施設整備工事を完了し、平成28年度には大林児童館については小学校高学年の受け入れを開始したいと考えております。

あと、北小学校管内の東原児童館につきましては、整備について検討を進め、平和台児童館につきましては、今後のあり方を含めて、運営について検討を重ねていく予定となっており、町内児童館の受け入れ体制の整備について、計画的に進めてまいりたいと考えております。

その計画に関する部分でございますが、先ほど議員からもお話がありました平成24年8月に子ども・子育て関連三法が公布されたことによりまして、これまでの次世代育成支援対策推進法にかわる新たな子育て支援新制度が平成27年度から開始されるという運びになっております。まだ、具体的に細かいところは国から提示されておりませんので、まずは計画の部分のほうから先に手をつけていかなければ

ならない状況でございます。現在のひだまりプランの後期計画は、本年度までの5カ年計画になっております。ちょうど来年度からの5カ年計画をつくっていかねばならない時期になっておりますので、この新法、新制度に合わせた計画にしていかなければならないというふうには考えております。

支援法の61条におきまして、市町村が国から示される基本指針に即して、5年を1期とする教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することと定められております。

当町は、これまでの取り組みを進めてまいりました次世代育成支援計画みよたっ子育成ひだまりプラン21の基本的な考え方を継承しながら、子供とその家庭にかかわる施策を体系化し、新たな御代田町子ども・子育て支援事業計画、仮称でございますが、前期、平成27年度から31年度の策定作業を現在進めております。

この計画の策定に当たっては、支援法第77条により、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めると規定されておりますので、子育て支援にかかわる関係者をもって構成する既存の御代田町児童福祉施設事業運営委員会に、平成25年11月に既に計画の策定を町長から諮問しているところでございます。

その後、25年12月に新計画の策定に向けた基礎資料となります、先ほども申し上げましたニーズ調査、アンケート調査を、町内の小学生までのお子さんがいる子育て家庭1,116世帯でございますが、これらの家庭に対し実施をいたしました。

子育て支援計画の内容は、保健福祉や教育委員会等多岐にわたりますので、現在、役場庁内の子供にかかわる部署による策定会議を設置しまして、ニーズ調査結果を考慮しながら、長期振興計画を踏まえた原案の作成作業を進めているところでございます。

今後、この原案を運営委員会に諮り、運営委員会での審議及び決定後、町長に答申をいただき、今年度内の計画策定を目指しております。

町議会議員の皆様方におかれましても、当町の子ども・子育て支援計画に基づく各種の取り組みに対しまして、今後ともより一層の御理解と御支援をお願いいたしますと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、大林児童館については28年度高学年受け入れも対応していくということでありましたが、東原、それから平和台においてはあり方自体をとということがありました。ぜひとも、今ニーズの調査もされたということですので、本当に住民のニーズに即した中での検討ということを進めていただきたいと思います。

それから、北小の受け入れとなる東原児童館においても、早急に具体的に実行できるようにやっていただきたいなというふうに思います。

この新しい国の子ども・子育て支援法というのが始まり、学童保育というものが位置づけられていくわけですけれども、市町村で事業計画の策定、学童保育の基準の条例化、それから2015年度予算での財源確保などあるわけですけれども、国からどの程度、今まで、今実際、運営費を見ますと、平和台児童館が今年度の26年度の予算ベースですけれども、754万2,000円、その中で県の児童クラブ事業補助金ということで165万4,000円というか、3分の1なのかなという感じで思っています。東原児童館が899万7,000円の費用に対して219万7,000円の県からの補助、それから大林児童館においては、今回、土地購入というのがありましたので、3,306万7,000円というのが当初予算ですけども、昨年ベースでいえば828万7,000円という中で210万8,000円の補助金、県の補助金ということなんですけど、これが新しい制度に移った場合、どの程度、国が一応法律で決めた中であるわけですけど、財源措置というものもされるのではないかなというふうに思うんですが、そこら辺は、情報としては町のほうには入ってきてはいないでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まだ、細かい具体的なことについては、一切入ってきておりません。

ですから、先ほども申し上げましたとおり、児童館等の改修につきましては、都市再生整備事業計画、そちらのほうの補助金といいますか、交付金を利用して整備していくという町の計画になっております。当然、27年度以降、その都市再生整備事業よりも有利な補助体制が示されてくれば、そちらのほうに移行していくということも検討していかなければならないとは思いますが、現時点では全くそういった細かいところまでは情報が流れてきておりませんので、都市再生整備事業の中で

整備していくという計画になっております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 5年ごとの市町村においては2015年度から5年ごとの学童保育の整備を含めた子育て支援策について、数値目標をつくり、その目標に向けて取り組むことが求められ、国からの交付金は市町村がつくる事業計画に基づいて支出されるので、その内容によっては交付金の額に大きく異なってくるというような情報というのものもあるんですけども、ですから御代田町がどういうふうにする。だから、今、学校が休みのときは8時から6時、それから平日においては12時から6時ということなんですけど、それを7時とか時間延長すれば、正規の職員を雇わなくちゃいけないというような国のほうの整備のほうの中で、それに対しての補助というのが交付されるような話もある中で、ぜひそこら辺も、情報をしっかりキャッチしながら、本当にニーズも踏まえた中で、そういうこともきちんと申請する中で交付金の獲得といいますか、今現在、やはりかなり町の責任において持ち出しの中で頑張っているという状況が見えていますので、ぜひそういった補助金、交付金なんかも利用できればなというふうに思っています。

今現在、施設整備のほうには、都市整備やっていくというお話だったんですけど、これは運営費の話は今してたところなので、ぜひ運営費においても、有利に国の交付金とか活用できればというふうに思っています。

非常に御代田町の子育て支援という中で、この4月からファミリーサポートセンター補助金ということで出されました。6月の補正で。それも実施されているわけなんですけど、やはりまだ28年、大林が28年、それからまだ東原や平和台においては、高学年の受け入れが難しいという中で、ファミリーサポートセンター補助金ということで、子供たちの放課後の一時預かりみたいなものもできるというようなお話もありました。これは有料になってしまうんですけども、その間の対応策として、こういうことも利用できるのではないかなということ、ぜひこのファミリーサポートセンターの補助金について、内容をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） それでは、ソフトの関連、施設整備ハードの部分ではなくて、ソフトの関連につきましても、今までやっております御質問のあったファミリーサ

ポートセンターのソフト事業もそうですし、あと、保育園での一時預かりや病児・病後児保育等につきましても、現行のひだまりプランにも定めておりまして、その計画に定めてあるからこそ、それぞれのソフト事業に対しましても補助金等が交付されているという流れになっております。

そのファミリーサポートセンターにつきましても、やはりそれも現行のひだまりプランの中に位置づけられておりまして、状況につきましても、社協のほうに委託しまして、平成24年度と25年度の2年間をかけて、預かる側でございます方々の養成研修を実施してまいりました。

現在、43名の方が研修を終了し、うち33名の方が預かる側としまして、援助会員としまして登録をされております。

今年度から預けたい方、依頼会員のほうの申し込みを受け付けまして、援助会員、預かる方を紹介すると、社協のほうで紹介するという仕組みをとっております。

現状で預けたい方の今年度登録者、補正予算の段階では5名でしたが、現在は1名ふえまして6名の登録がございます。

利用につきましても、補正のときには2名の方が利用というふうにお答えしましたが、現在では4名の方が利用しております。

だんだん少しずつではありますが、利用も広がってきておりますので、そちらのほうと開館するまでの間は、そちらのほうも併用しながら、当然、開館してからも併用も可能でございますので、ハードとソフト、両方組み合わせて計画的に実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 毎日学童保育に、子供たちが毎日学童保育に帰ってきて、安全に安心して生活を送ることで、保護者は安心して働くことができるわけです。指導員との信頼関係、子供同士の豊かな関係の中で、学童保育は子供たちにとって安全で安心して生活できる居場所となっています。ぜひ御代田町が他町村に先駆けて実施してきた公設として責任を持って行ってきたこの事業をさらに充実させていていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。

太陽光発電設置に届け出義務化をということで質問します。

町内でも民間業者の太陽光発電施設がちらほらと見えるようになってまいりまし

た。開発行為については、環境保全条例やさまざまな規制で対応しているとのことであり、突然、畑の隣や家の近く、空き地などに設置され、不安の声もあるわけです。こうした中で、各自治体とも届け出や住民説明会の開催、それから周辺の景観への配慮などを求める条例や規制を設ける自治体も出てきています。町もこうした規制を設け、対応すべきではないかというふうに思っています。

ことしの3月議会で奥田敏治議員の一般質問で、メガソーラーへの規制や県との対応について連携できていることはということで質問されたときに、町として答弁があったのは、御代田町には平成元年に環境保全条例が施行されており、 $1,000\text{m}^2$ を超える開発行為、土地の開墾、土地の地質の変更等については、原則届け出をいただくようになっていると。この届け出を受けて、条例の18条に基づき、開発行為の内容を審査して、指導勧告を行う。

開発業者は、審査基準をクリアしませんと不勧告となりませんので、開発行為に着手することはできません。

また、開発業者の届け出なく開発行為を変更した場合は、停止命令等を出すこともあります。

$1,000\text{m}^2$ 以下の太陽光発電の設置は、ほぼ自宅の屋根ですとか、そういった小規模のものかと思えます。その他、農地への設置の場合は農地転用許可、それから林地への設置の場合は伐採届や規模に応じて林地開発許可など、さまざまな規制があります。そういった状況のもとで未然に防いでいただきたいというふうに考えています。

補足ですが、当町における太陽光発電の設置に伴い、開発行為の届け出があったものは3件ありますと。その中でメガソーラーと呼ばれる $1,000\text{kW/h}$ を超える発電を予定している届け出が1点ございましたというふうに、そのときおっしゃられたんですけども、現状、どのようになって、どのくらい設置されているのか。また、こういった地目のところに設置されているのかをお答えいただきたいと思えます。

○議長（笹沢 武君） 大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

二酸化炭素等の温室効果ガスによる地球温暖化問題、東北地方太平洋沖地震にお

ける東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーへの関心が高まっております。

平成24年7月、経済産業省による再生可能エネルギー固定買取価格制度が創設されております。これにおきまして、御代田町内におきましても、比較的大規模な太陽光発電施設が設置されてきているようになってきております。

現在、御代田町の町内におきまして、どのぐらいの完了している、発電施設があるかということでございますが、町のほうで把握しているものでは、12カ所ほどございます。地区で申し上げますと、栄町が5カ所、塩野が3カ所、一里塚が1カ所、小田井が1カ所、児玉が1カ所、西軽井沢が1カ所でございます。

12カ所のうち1,000m²未満の土地へ設置しているものにつきましては、畑が3カ所と原野が1カ所の合計4カ所でございます。

1,000m²以上の土地に設置しているものは、畑地が4カ所、雑種地が1カ所、山林原野3カ所の合計8カ所でございます。

1,000m²以上の土地に設置しているものの中では、先ほどおっしゃられていますように、形質変更等が伴いまして、環境保全条例に基づく届け出、いわゆる開発行為でございますが、完了している場所が3カ所ほどございます。

そのうちの2カ所が1haを超える森林計画地域内での行為であったため、環境保全条例に基づく届け出とあわせて、県の林地開発許可申請もなされて設置されているものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） ちょっとお聞きしたいのは、500m²以下の開発というか、500m²の太陽光発電、畑に3カ所、原野に1カ所ということございましたけれども、畑であれば、これは農地転用許可が必要かなと思うので、答弁されたように、前の財政課長が答弁されたように、これは農地法で網にかかるのかなと思うんですけど、原野の場合はどういうふうになるんでしょう。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 先ほど500m²と申されたんですが、1,000m²未満ということで、御代田町には4カ所ございます。

そして、畑については確かに農地、田んぼとか畑につきましては農地法の関係で

届け出ございますが、山林原野につきましては、森林計画区域内でなくても、伐採届、そういったものが必要になりますので、そういったところから、産業経済課のほうの管轄になるんですが、届け出等がなされて、こういった目的でやるのか、そういったものも目的も記載されますので、おのずとわかってくるかなと思いますが、現在、いろいろと問い合わせがありますが、大きなところでは、山林原野につきましては3カ所ほどございまして、2カ所はもう1ha、1万m²を超えてくる林地開発許可申請ということで、多分御存じと思いますが、大きいところで、サンラインのところで1カ所、特に目立ってやっているところではございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 原野においては、1ha以上を超えたという中で、原野の開発で1haなので県の許可とか必要になってくると。原野において、1,000m²でお聞きしたいのは、だから1,000m²以下で原野とか雑種地においては、町が開発に対して知るところはないというふうに思ってよろしいですか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 現在、1,000m²以上の開発行爲、地形の形質変更にあたっては、町のほうに届け出はございますが、1,000m²を超えても、地形が全く変わらない、そういったところについては、今のところ、私たちのほうで規制するといったものがございませんので、住民の方から問い合わせ等あれば見に行ったり、確認をしたりしますが、場所によっては全く土地が、例えば形質が変更されていないという部分については、全く関与できないものですから、その辺は知るよしもない、そういった部分については規制することがないので、あれなんですけど、1,000を超えない部分については、もうわからなければそのままというような状況ではございます。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） そういう中で、佐久市においては、この2月に太陽光発電施設に特化した条例の改正というものを行って——市の自然環境保全条例施行規則を改正したんです。それで、佐久市の場合においては、宅地ですとか、雑種地ですとか、農地も全て規則で定めています。太陽光発電の設置に伴い、自然災害の発生等による市民生活への影響が懸念されるため、佐久市自然環境保全条例、佐久市開発

指導要綱を改正することにより、土地の地目全般にわたる当該行為についての規制指導を行い、良好な自然環境の保護及び災害の防止を図り、快適で安全な市民生活を確保するものであるということで、こうした施行規則の改正が行われ、ここには500m²です。太陽光発電設備の設置は500m²というふうになっております。

ですから、8月21日の信毎に載っておりました太陽光発電届け出義務化ということで、小諸市は市内に民間業者の太陽光発電がふえているのを受けて、市環境条例を改正し、敷地面積500m²以上の場合は、全て設置の届け出を住民説明を義務づける方針を固めた。来年1月の施行を目指しており、26日に開会する市議会9月定例会に条例改正案を提出すると。

小諸の場合は、浅間山麓に位置し、日照、坂が多いまちというので、特にやっぱり傾斜があるので、非常に日照条件がよいところということで、昨年度から太陽光発電の建設が急増し、市は少なくとも38施設を把握していると。現行では施設を設置する用地の農地転用許可が必要な場合や、市環境条例で既に届け出を対象としている木竹の伐採が5,000m²以上といった条件に当てはまらない限り、事前に市が計画を把握するのは難しい。このため、市も住民も知らないうちに建設が始まり、住民から市に不安の声が寄せられるケースがあり、トラブルを避けるため、条例改正で対応することにした。

新制度では、設置者は地元住民に計画を説明してから市に届け出ると。建物の屋根に設置するパネルは対象外とする方針ということで、市都市計画課では、500m²以上という基準であれば、民間業者が売電目的で建設する施設はほぼ全て該当しているといるというふうにあります。

ぜひ、やはり御代田町は本当に健康なまちづくり、子育てしやすいまちづくりという面では、非常に住環境というものを大事に、自然環境も守って、水質保全も含めて、苗畑の跡地を町民の森として水質保全もする。そういう良好な自然環境を保持していくためにも、ぜひこういったやはり太陽光発電に特化した部分でいいと思うんですけども、規制を設ける必要があるのではないかと思うんですけども、その点について、町の考えはどうでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

土地に自立して設置する太陽光発電設備につきましては、建築基準法における建

築物、工作物に該当しないもので、その設置に関しましては、ほとんど規制がございません。御代田町におきましては、環境保全条例により、面積 $1,000\text{ m}^2$ 以上の土地へ太陽光発電設備を設置するに当たり、形質変更、 30 cm 以上の切土、盛り土等が伴う場合には届け出が必要となりますが、届け出により雨水排水対策や隣接者、地元区長の同意の有無を審査してございます。

しかしながら、 $1,000\text{ m}^2$ 以上の土地に設置する場合であっても、形質変更がなければ、先ほども申しましたが、開発行為の届け出の必要はないというのが現状でございます。

太陽光発電施設の設置に対する近隣市町の取り組みを見ますと、先ほどもお話がございしますが、小諸市で現在開会中の議会におきまして、 500 m^2 以上の土地に太陽光発電設備を設置する場合に、届け出を求める小諸市環境条例改正条例案が上程されております。軽井沢町では、 $1,000\text{ m}^2$ 以上の土地の設置の場合に許可申請が必要であり、佐久市では、土地の地目が山林または原野の 500 m^2 以上の土地へ設置する場合には、許可申請、山林原野以外の土地については、 $1,000\text{ m}^2$ の土地で形質変更を伴う場合に事前審査を求めているものでございます。

先ほどの 500 m^2 というようなお話がございましたが、この 500 m^2 の数字の元となるものとしたしましては、 50 kW 以上の太陽光発電設備として電気事業法の発電用の電気工作物となり、自家用電気工作物に値するというものでございます。扱いは発電事業者となります。

経産省令で定める技術基準に適合する必要があるまして、保安規定を定めて届出る義務がございました。

また、電気主任技術者も定めて届け出が必要でございます。

一般的に 1 kW の発電に必要な土地は 10 m^2 から 15 m^2 と言われております。電気事業法上において、発電事業者という取り扱いになることを踏まえまして、届け出に関しましては、 50 kW 掛ける 10 m^2 としたしまして、 500 m^2 が妥当であるというふうに考えております。

500 m^2 と申しますと、 23 m 掛ける 23 m が大体 500 ちょっとですが、の数字になります。

軽井沢町でも開発に関する基準が $1,000\text{ m}^2$ ということで、太陽光発電も

1,000としてはいるところがございますが、ちなみに1,000m²の場合は32m四方ということになります。

さらに、佐久圏内11市町ございますが、その届け出を要する法令等が整備されている市町村におかれましては、条例化されてございまして、11市町村中5市町村が既に整備されているということでございます。

太陽光発電施設に関しましては、雨水の流出、それとか住環境の悪化や災害、または周辺になじまないで、見なれない施設ということで、そういったものに対しての懸念を抱き、その近隣の方々が不安に感じているという声も聞かれます。建設水道課にも問い合わせ等が多数来てはおりますが、昨年度よりは若干少なくなっているというような状況ではございます。

このような状況を踏まえまして、御代田町におきましても、太陽光発電設備のみの、太陽光発電だけの設置に対しまして、近隣住民とのトラブル回避や、防災面に配慮しながら、届け出や住民説明会、そういったものを求めることを検討しているところでございます。

しかしながら、国はもとより、町におかれましても、再生可能エネルギーの導入を促進している中で、小規模ではありますが、太陽光発電設備に限っては、空き地や遊休農地などの荒廃する土地を少しでも利活用したいとお考えの土地所有者や設置事業者に対しまして、余りにも厳しい設置基準、そういった条件、あと膨大な資料等を求めるといたしますと、設置者の負担が増大し、再生可能エネルギーの活用自体が大幅に阻害されるといいますか、おしてくるといっておそれも多々ありますが、電気会社の買い取り価格も年々安くなっております。日照条件がよい当町では、まだ今後も設置は進むこととは考えられますが、活用促進と規制、そしてバランスを考慮する中で、町では引き続き太陽光発電施設に対する一定のルールづくりを今後検討してまいりますので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 市村議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まじめに入ってください。市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今の再生エネルギーとの兼ね合いといいますが、非常に規制するというのも難しいのかなというのもあるんですけども、やはり当町が自然が豊かで、公園も整備され、良好な住環境が現在保たれているわけです。こうした環境が気に入って移り住んで来られる方も大勢いるわけです。この良好な住環境を保

持するためにも、やはり何らかの規制が必要ではないかと思っておりますので、検討するということでしたので、しっかりと検討し、実施していただきたいと思いますということをお願いして、終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告7番、市村千恵子議員の通告の全てを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時58分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。通告8番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

（7番 小井土哲雄君 登壇）

○7番（小井土哲雄君） 通告8番、議席番号7番、小井土哲雄です。

私は、今回歩車道の安全対策について問うということでお伝えしてございます。

当町は、自然豊かな環境で、多くの木々、草花が道路、歩道で日陰をつくり、暑さを和らげたり、目も楽しませてくれています。

しかしながら、歩行者、自転車の邪魔になるような垣根からの細い枝、あるいは木々も見受けられ、危険を感じるところでございます。

法的問題点をクリアし、通行に問題のある木々を除去できる仕組みが必要と感じるが、町の考えを伺うところでございます。

通告文にありますとおり、当町は自然豊かで緑に囲まれ、空気も澄み、豊かな水の恵み、恩恵を受けているところであります。

しかしながら、歩道に垣根から飛び出した枝、あるいは木々が、歩行者、自転車での通勤通学に対し、通行の邪魔となり、決して安心安全と言えない箇所が多くあり、不安を感じるところでもございます。

歩道がある場所でも、危険ではありますが、歩道が整備されていない箇所では、枝等が張り出していたり、垂れ下がってれば、一、二歩、車道中央側に寄らなければなりませんので、児童学童の通学時には、より危険な状況となります。私にも相談が寄せられ、建設課に相談し、二、三カ所の改善をお願いしたところでござい

ます。

所有者の方々におかれましても、自発的に剪定、あるいは伐採を行っていただいているところではありますが、別荘、あるいは空き家となっていて、道路側に張り出した木々の枝につるが絡みつき、歩行者の視界を遮るような状況もあると思います。

そのような中、それぞれの区におきまして、お伝馬、道普請といたしますか、最近では道路清掃となるのですが、区の皆さんの御苦勞により、それぞれ草刈りとおわせて、目に見えて危険と思われる道路に飛び出した小枝等は処理していただいているのではと思います。

しかしながら、危険と思われる大きな枝については、持ち主に遠慮し、切ることを躊躇しますし、危険でもありますから、切ることをあきらめるのが現状かと感じます。

また、所有者の許可なく伐採となれば、民法上問題はないとは言えない状況もネックになると思われまます。

まずは、伐採に当たり、民法上の解釈はどのようになるのか、お聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

道路沿いの植物や樹木といった樹種、小井土議員のおっしゃいますとおり、良好な道路交通環境の整備、沿道における良好な生活環境を確保するなどの機能がございしますが、また、都市部の良好な公共空間を形成する役割も果たしております。宅地内にある樹木や生垣は、町の景観、美観や環境面に大きく貢献するだけでなく、火災時の延焼防止効果など、防災面でも大きな役目を果たすのでございます。

ただし、時には道路部や歩道部に張り出した枝等によって、交通の支障になったり、視界が悪くなったりすると、かえって危険を及ぼす可能性があります。安全な通行を確保するためには、必要な視界を妨げないよう、見通しに必要な空間を確保しなければならないことは必要不可欠であると考えております。

現在、通常の私有地からの道路に張り出した樹木等の対応につきましては、パトロールと住民からの問い合わせ等によりまして、現地のほうを確認して、所有者の方々に写真などを添付して、草木の刈り取りをしていただくという依頼を文書で行って、御協力をお願いしてきているところではございます。

法律的な民法上のことだというお話ではございますが、実態の詳細につきましては、電柱などの工作物においては、上空線の建築限界として路面から4.5mを確保するというような一定の範囲内で道路占用許可を受ける必要がございますが、樹木などの植物の張り出し部分につきましては、上空占用としての高さ制限などの規定等はございません。

民法第233条、竹木の剪除截取権というものにおかれましては、隣地の竹木の枝が境界線を越えて入り込んできた場合、竹木の所有者に枝を切るように請求できるものでございます。

一方、隣地の竹木の根が境界線を越えて入り込んできた場合、自分で切ることができるとしております。根はもはや土地の一部でありまして、土地の養分を吸い取るというところから、自分で根を切ることができるというものでございます。

民法第717条、土地の工作物の占有者及び所有者の責任におかれましては、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、工作物の占有者は、被害者に対して損害を賠償する責任を負います。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意を払っていたときは、土地所有者が損害を賠償しなければならないことになっておりまして、これは竹木の栽植、または支持、いわゆる支え持たせることとございますが、に瑕疵がある場合においても準用されるものでございます。

あと、道路法第43条、道路に関する禁止行為というものがございますが、こちらにおかれましては、みだりに道路を損傷し、又は汚損することや、みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないというようなことになっております。

法的なことにつきましては以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今、民法上の説明答弁あったんですが、民法上はそうかなってというのは大体わかるんですが、ただ、法律のことで、ここで私がとやかく言っても変わるものではございませんが、やはり気になるのは、隣地、隣のお宅から張り出している、それも切ることができない。お願いするという形です。お願いしても切ってくれればありがたいんですが、嫌だと申しましょうか、切れない場合もあります。そうすると、隣同士のコミュニケーションがうまくとれなかったり、いろんな

問題が発生するおそれもあると感じます。

そのまま実際に、果たして法律がそうだから、切れないんだという単純な解釈で、手をこまねいていて、果たしていいものなのかなという、ざる法とは言いませんが、法律の抜け道といいたいまいしょうか、そんなものも感じます。

ただ、怖いのは、そのまま放つといて、事故が起きたときに、先ほど説明あったけども、重大な過失という部分も発生し、損害賠償というようなお話も今ありましたが、そんなことがないことを願うんですが、一番大事なのは、そのまま法律がそうだから、どうしようもないということで手をこまねいていて、果たして町行政はいいんだろうかという部分が非常に感じるどころなんです。

なかなか簡単にはいかないと思いますが、当町は、他に先駆けて、そういう伐採、剪定ができるような安全安心を確保すべき何か切れるような条例的なものが必要じゃないのかなって感じるどころなんです、非常に国の冠の法令のもと、条例になるかと思うんで、非常に苦しい部分あると思いますが、担当課ではどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

切れないような事例等もあるということでございますが、確かに土地所有者に樹木の伐採等の依頼をしているわけではございますが、土地所有者が、土地所有者と音信不通、いわゆる相続人不存在だとか、行方不明者だとか、そういったことなどで、道路上、著しく危険と判断される場合の雑草木については、支障となる部分、やむを得ず町で処理させていただいているケースも確かにございます。

また、土地所有者との連絡が仮にとれたといたしましても、土地所有者が高齢や破産等でとても簡単には処理できない大木等につきましては、同様に町で処理させていただくことは例外的、ごくまれにあります。

法律ではわかっているんですがということですが、やっぱりみだりに所有者の所有権といいますか、財産を切るといった、そういった行為そのものは、公にできない、このような背景といたしまして、原則としては危険を及ぼす状態であったとしても、隣接者のほうにお願いして、言うということでございますが、道路と民有地の間だけではなくて、民有地と民有地の、いわゆるお隣同士の関係でも同様でございます、よほどの事情がない限り、ただひたすら土地所有者の皆さんに管理点検、

お手入れをしていただくようお願いしているところでございます。

ただし、台風や積雪などが原因で、風倒木によって道路の交通に支障が出た場合、連絡することなく伐採させていただいておくことも確かでございます。

現在、調査した中で、県や市町村等の地方自治体が道路に張り出した枝等の伐採除去を強制的にできるような条例というものは見当たりません。また、樹木の所有者に、その伐採等の管理費用の一部を補助するといった補助制度みたいな、そういったものの事例もなさそうでございます。

本来、各個人が管理しなければならない樹木の伐採除去費用を町の予算、公費を使ってまで補助するというところに正当性、妥当性があるとは、なかなか解しがたいわけではございません。

仮に、町で強制的に伐採除去ができたといたしましても、逆に町道全路線を隅々くまなく調査して管理するとなると、膨大な多額の費用がかかりますし、物理的に隅々の生活道路まで目を通すということには無理があります。そして、さらには、裏を返せば、それを行うことで全ての管理責任が町道、町の道路管理者に求められていくことにもなりかねないわけではございません。

最初に道普請だとか、お伝馬作業というようなお話もございました。本当は地域の皆さんで御協力し合って、できる剪定除去作業につきましては、やっていただければありがたいわけでございます。その共同作業におかれましては、各区の実情に沿った形に変換しながら、現在まで引き継がれておりますが、やはり農道を含めた道路に張り出した雑草、雑木など、土地所有者と区民である道路利用者が、小さいものだったら暗黙の了解で処理するということで、地域の生活や景観に密着した共同作業として行われてきた次第でございます。

正副区長、会計、分館長などの区の役員さんが中心となってやっておられるようですが、町のほうでは、作業場所やその日時等の一切の関与は受けてはおりません。全体的に詳細を把握しているということもございませんが、各区におかれまして、そういったお伝馬、道普請というような作業、共同作業を長く行っていただきたいということを願ってやまないところではございます。

そんなところですが、以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） ただいま、音信不通の方なんかいた場合、やむを得ず切ること

もある。例外的に高齢者で非常に危険だということは、優しさをもって、町で切ることもあるようなお話も伺いました。

1 個気になったのが、条例でというのは難しいだろうと思いながら、お願いするところなんですけど、今、補助制度のお話ありまして、全てそれぞれ御近所さんで、あの木が邪魔だとか、あのつるが垂れ下がってるとかという、そういうものは、目には入ってるけど、何か自然に流れちゃってて、本当に危険だから切ってもらいたいという手前で、何か皆さん、何気に日常の光景になっちゃってる部分があるんじゃないかと思うんです。

ただ、本当にことしは大きな台風来てませんから、またないことも願うところなんですけど、そういうときに、本当にこれ危ないよねというのが絶対あると思うんです。ですから、そういうものについては、今、お話もあったように、町もパトロールしてるというようなことなんですけど、やっぱりしっかりパトロールしていただいて、早目の伐採なり処理をすべきだと思います。

これ関連なんですけど、教育委員会では、児童生徒の通学路の危険箇所を P T A の皆さんとともに調べていると思いますが、飛び出した小枝、あるいは見通しを遮るつるや大きな葉っぱなど、張り出していれば非常に危険ですが、どのような指導、あるいは対策を行っているのかお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、関連ということで、いわゆる通学路の関係につきまして、教育委員会で現在行っていることを申し上げます。

まず、指定通学路といいますか、通学路につきましては、危険箇所という扱いの中で、例えば北小が 30カ所ぐらい、それから南小が 73カ所ぐらいという、これはいわゆる池とかそういうものをひっくるめての扱いの中で、現在、学校のほうで、学校それから校外指導部というような P T A の活動の中で、年度の初めに把握して、危険箇所を共有しているというような状況がありまして、注意をしている状況があります。

それから、今回、道路、歩道の関係でございますけれども、通学路の交通安全という観点から、これ平成 24 年 4 月以降、京都府の亀岡市を初めとして、全国で登下校中の児童等の列に自動車が入り込んで、死傷者が多数発生する痛ましい事故が発

生しました。その後、文部科学省、それから国土交通省、それから警察庁が連携をして、通学路における緊急合同点検実施要領というのが示されてきております。

これを受けて、御代田町でも、長野国土交通事務所、それから佐久建設事務所、それから町の道路管理者ということで、建設水道課の道路管理者と、それから佐久警察署、それから学校、教育委員会によって、通学路の緊急合同点検というのをここの5月実施しております。

それで、今後もこういういわゆる総合的に道路管理者、警察、学校、教育委員会が一体となって、通学路の現状、安全確保をしていくために、定期的に継続して、どういった対応ができるかということをやることになっております。

それで、教育委員会の立場とすれば、いわゆる通学路を早く整備してほしいというような働きかけです。それから、道路管理者にはそういう働きかけをしたり、PTAについては、PTA、学校については、年度当初にこういう危険箇所を知らせるということで、安全対策を継続的に図っていきたいというふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今、通学路の整備って大枠になりますけど、それは歩道がついてないところが大分距離があるんでということで、以前の一般質問でも早目に、早目たって、一遍にできることじゃございませんけど、徐々に徐々に頑張って整備はされているということは承知していますけど、スピードアップしてもらえればなというようなことを言った記憶がございます。

今、聞いたのは、つるや葉っぱが出て危険だっという箇所なんかが目立ってあったのかどうか、その部分でちょっと聞いてるんですが、そういう事例はありましたか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 私とすれば、個人的にはありますが、特に学校のほうからの報告といいますか、そういったことでは、把握ちょっとしておりません。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 私含め、みんな山育ちだから、そういう状況でも自然になっちゃってるという感覚もちょっと怖いかなとは思いますが、教育委員会、またPTAの皆さんと、それをチェックするときというのは、葉っぱがこんなに飛び出れば、カーブ、もちろん見通しは悪いし、つるも出てればよけなきゃいけないし、そ

れで歩車道側に出るとかって危険が幾らでもあるんです。

ですから、何気に見逃すのではなくて、そんなチェックもすべきことではないかと御注意申し上げます。

いずれにしても、建設課と連携をとり、児童生徒の通学に対しての安全確保はもちろんのこと、通勤に限らず、一般の歩行者においても、危険を伴うものは排除すべきと思いますので、町民の皆さんの声を聞き、対処していただきたいものでございます。

先ほども申し上げました、また重なる部分もありますが、各区でお伝馬を年に1度ないし2度行っています。要は、草刈りを始めとした道路清掃であります。御苦労いただき、大変ありがたいことでございます。

このようなとき、垣根から飛び出した小枝、あるいはフェンスに絡みついたつるや葉っぱなどを刈り取っている光景も目にすることはあります。厳密に言えば、この行為は法的にやっかいな部分もありますが、区で行う善意という解釈で、これまで問題もなかったと思われま。

今議会終了後の17日水曜日に、観光協会が音頭をとり、毎年行われていますクリーンキャンペーンが行われます。町民建設経済常任委員会が担当となりますので、委員会のメンバーも毎年お手伝いに参加しています。

そんな中、昨年のお手伝いの際にもあったことなんですが、先ほども述べましたが、フェンスに絡みついた大きな葉っぱを持ったつるが道路側に相当はみ出し、歩行者あるいは自動車の視界を遮る箇所がありましたので、ピーバーで刈り取りました。高いところまででしたので、草刈り機を高く振り上げなくてはならず、危険を伴う作業となりました。また、午後からの数時間の作業ですし、その都度場所も変わりますから、全てを網羅できるものではございません。

六、七年前になりますが、古越日里元議員が、通行の妨げになる道路沿いのこさ切りについてということで質問していきまして、当時の笠井建設課長は、このように答弁しております。

区域あるいは地域、区とか地域で、その支障木を一掃するというような作業を計画していただけるようなことがあれば、重機、当然大きくなってしまっているものについては人力では無理ですから、そういった部分の高所作業車、そういった借り上げ等を町のほうでも支援するというようなことは考えられますので、それも大規

模、もう一斉にやるんだと、区民が出て手伝いもするし、皆さんでやろうというようなことであれば、私どもも積極的にお手伝いしたいと、このように答弁しております。

このような大がかりな作業は、過去にあったのか、また、答弁にあるような支援体制は変わらず考えているのかをお聞きいたします。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

区域、あるいは地域、地元区等で支障木を一掃するというような区民全体で一斉作業を行い、人力だけでは無理な部分、無理な作業について、町で重機械や高所作業車の借り上げ等により支援したという事例についてはございますが、私、通算して13年建設課配属期間ありましたが、そのときはなかったんですが、今から7年ほど前の平成19年秋から冬にかけてだったと確か思うんですが、豊昇地区の町道久能梨沢線沿いにございます梨沢手前の右側急傾斜地、いわゆる崖の上の民有地の竹木を、竹林の繁茂によって落下や日陰などによって通行上危険となるため、その都度、土砂や倒木を処理するために、通行どめを余儀なくされるという、支障を来すという理由から、伐採作業を豊昇区全体で行うこととなりまして、人力で不可能な高い部分につきましては、高所作業車等、重機械を用いて、町も支援したということがございました。

このときは、土地所有者と樹木の持ち主は特定できていまして、区を通じて御了承していただいた後、伐採作業に入らせていただき、見事に一掃できました。

あわせて、左側の道路のり面等の竹木も一掃いたしました。

今でも、こういった区全体で上げた作業ということでありますれば、町も無理な部分につきましては、大型機械等必要な部分につきましては支援していきたいというような考えは変わらないこととございます。もしそのような要望等、まとまった作業等の予定がございましたら、建設水道課のほうにまたお話ししていただければ結構かと思えます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） ありがたいことで、また、そういうことを知らないで遠慮なさっている区の方もいるかと思うので、これは今度、広報の問題というか、広報の関

係になります。こちらの同じ答弁書に、また別の部分がございます、これ広報の関係になるかと思うんですけど、道路を通行するに当たって、確かに支障になる木、そういったものが、あそここのところの木が出ていてカーブミラーが見えないとか、曲がり角で邪魔になるとか、一旦停止しても、その木が覆いかぶさっていて安全確認ができない。こういった問題は、道路管理者としても、この県道、町道に限らず非常に問い合わせが多いところでありました。その対応に苦慮しているというところでもございます。

そのため、毎年、広報やまゆり、あるいは別荘防犯の組合だより、そういったところにも啓蒙啓発して、木を切っていただきたい、邪魔になっている木は枝だけでも払ってもらいたいと。それからあと、所有者を特定して、直接その所有者の方にこういう状況ですと、先ほど課長も言いましたが、写真を撮って送らせて、手入れを何とかしていただきたいようなことをして徹底を図ってはきていますという答弁がございます。

そこで、私の見落とししかわかりませんが、ここ数年、町報やまゆりでこのようなお願いが掲載されたのか、これも気になります。この際置いておきまして、今後、町報やまゆりに限らず、関係機関紙にお願い文を載せる必要があると感じますが、その辺町にお伺いしますが、その前に、これ議会事務局に参考資料でインターネットで調べてもらったんですが、石川県津幡町の広報紙なんですね。

写真入ってるんですが、字が小さいんで、こっち大きくしたもので読ませてもらうんですけど、石川県津幡町オフィシャルサイトでは、道路にはみ出した木々の剪定をお願いということで、このような広報を出しています。住宅に植えた庭木や生け垣、また、個人が所有する山林の木などが境界を越えて道路をはみ出していると交通事故の原因となります。降雪や強風等により木々が道路へ倒れると、交通の支障となるだけではなく、歩行者や通行車両の事故につながります。所有する土地の木々が通行に支障を与えるもの、もしくは与えるおそれがある場合は、剪定や伐採をしていただきますよう御協力をお願いします。

木々の所有者が賠償責任を問われる場合があります。個人宅の庭木や生垣、沿道の山林や樹木など、倒木や張り出した枝の落下、落雪等により、通行者の歩行者や車両が損傷する事故が発生した場合は、法律により、その所有者が賠償責任を問われる場合もあります。交通事故防止のためにも、事前に危険を及ぼすものがないか

を確認の上、所有者の責任で対処していただきますようお願いいたします。

読みませんが、さっきの民法717条が3項目で、道路法43条が2項目載りまして、最後に、木々の適切な管理をお願いします。道路や歩道にはみ出した木には、危険を及ぼす状態であっても、勝手に町で伐採することはできません。土地の所有者により適切に管理していただきますようお願いいたします。

なお、倒木等により道路の通行に支障がある場合は、連絡なく伐採処理いたしますので御理解のほどお願いしますと、このような広報が出ているところがございます。

先ほども申し上げましたが、見落としなのか、今までそういうお願い文というか、広報があったのかは私存じませんが、それはいいです。ただ、今後そういう必要性があると思いますが、町の考えはいかがですか。

○議長（笹沢 武君） 総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

まず、広報やまゆりにつきましては、それぞれ各業務担当者から原稿が提出されてきて、この原稿をもとに広報担当者がレイアウト等の作業を行い発行しております。議員お話のとおり、現段階で広報による住民周知の管理の徹底が一番よいのかなと思っております。

そのような中で、今後は、町の環境保全条例の中にも、空き地の関係で土地所有者は、空き地の管理不良状態にならないよう適正に管理するというようなことも定められておりますので、歩車道の安全対策を含めまして、もう一歩進んだ広報掲載となるよう原稿作成の段階から工夫をしまして、記事を読まれる方に強くアピールできるような特集記事というような形で適切な時期に取り上げてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） ありがたい答弁で安心するところでございます。適切な時期というのは、私が思うに4月、そんなころが、状況がどうかはイメージできませんが、新入学時あたりに1回やっていただいて、また水を吸って元気になったころもう一回というのが、最低2度ぐらいのお願いはしなきゃいけないのかと感ずるところで

ございます。ぜひ早目にそのような、今の時期が合うかどうかわかりませんが、検討してもらって、その時期に合わせて広報をお願いしたいと思います。

あと、こんなケースもあるんですが、かりん通りにツツジがずらっと両サイド並んでいて毎年楽しませてもらっていますが、時期になるとツツジの枝のみならず、雑草類も上に横に伸びようとして、エコールから本線に出ようとした際、視界を相当遮ります。

私は軽自動車に乗っていますが、私の身長ですから、他の方よりも座高は高いわけですが、この私でも左右の確認に不安を感じます。私より身長の低い方が多いわけですから、相当数の方が危険を感じていると思われれます。軽微な作業ですから、シルバーさんをお願いして、雑草駆除、剪定をお願いはしていますが、作業時期は時期的にあちらもこちらもと重なる時期かと思います。そんな中ですが、本通りと申しましようか、幹線脇は優先的に見通し確保のための作業をお願いすべきと感じますが、町はどのような状況なのかお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

確かに町道だけではなく、県道、国道に関しましても、最近はどちらかというところ植樹帯の樹種に対して管理がなかなかしっかりと、一昔前に比べれば行き届かない部分は確かにあるかなというようなことは私どもも確かに感じてはございます。

特に幹線につきましては、非常に交通量が多いわけですので、そういったところ、我々もパトロール等もして見てはいるんですが、なかなか気づかない部分もございますので、住民の方々、議員の皆様におかれましても、そういったところがございましたら何なりとお申しつけいただければ対処していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） そういうふうに苦情というか、あるのかないのかは存じ上げませんが、邪魔だよというような連絡いただいたら、確認していただいて、自分たちでできるものであれば自分たちでやってもらうのが一番手っ取り早いのかと思います。

植樹は本当に目を楽しませてはくれているところではありますが、余り伸びると、

本当に道路に出るのに、かえって邪魔なもの、塀になってしまって、非常に危険を伴うものであると感じています。ですから、幹線脇のツツジに限らず、いろんな植樹については、なるべく背を低く、多くの皆さんが通行に安全を確保できるような対処が必要と思っていますので、私もまた気がついたら申し上げますので、ぜひそのような方向で安全確保をお願いしたいと思います。

それで、全国的には大木が倒れたり、大なり小なりの事故がございます。過去の当町でコサ、垂れ下がったつる、枝等で歩行者のけが、あるいは自動車、自転車を含めた事故の事例はあるのか、台風は別としてお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

大木等が倒れたことによる支障となった事例、事故と事例ということでございますが、私の記憶の中では、旧中山道で、たしかクルミの実がボンネットに落っこって車を破損したというような事例がございました。

それとあと、今は県道なんですけど、県管理なんですけど、町道であったサンラインで一時期倒木というか、枝が路上にはみ出てて車を傷めてしまったというような、そのような事例もありまして、そのときもたしか県のほうに、もうちょっとわからない部分あったもんですから、法的に、確認に行ったところ、管理する暇がなければやむを得ない、責任というのは問われないんですけど、それが気づいて管理する暇があったにもかかわらず何もしなかったということの場合は有責というか、責任を問われるということで、そのときはたしか台風ではなかったかもしれないですけど、何か強風の後で、未明、夜中にたしか発生したということで、特段町が責任を問われるというような事例はございませんでした。

私の記憶の中ではそのぐらいです。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） ないはずがないと思うんですよね。必ずあるし、これからも起きる可能性は十分にあると感じています。

ですから、一番大事なのは、その条例の部分にもかみ合ってくるとこなんですけど、要は区の皆さんのお伝馬、御奉仕で雑草、草刈りから始まって、絡みついたつるや飛び出た枝なんかも切ってはいいただいているんですけど、要は事故防止のために、また安全確保のためにやっているところではございますが、厳密に言うと、そ

れも法的にグレーな部分があると思われまますので、特にそういうときに皆さんを守る意味で、特別お伝馬、区で行う道路清掃については、こういうことがございますよ御承知おきくださいとか、そういう部分も広報の中でも必要じゃないかという。せつかく善意の作業をなさっているのに訴えられたとか、そういうことがあってはいけないという感覚がございますので、そういう繊細な感覚でお知らせしていただきたいなというふうに感じております。

実際こういうことありましたよってお知らせしない、申告しないっていいですか、それこそ山にキノコをとりいって、バラでひっかいた云々というのは全く別の話なんですけど、例えば歩行中、飛び出していたバラのとげが手足顔などに当たり軽い切り傷を負ったとか、こういうケースというのは言わないだけで多々あると思います。赤チンでも塗っとけぐらいで終わっちゃう話かもしれないんですけど、でも、これも一歩間違うと大事故につながるケースとも思えるんですよ。

飛び出た柳的なやわらかいものが、よけていったら、後ろの人に顔にバチンと当たるとかっていうケースは幾らでもあるわけですよ。自転車なんかだと、またそれが勢いよく当たるから、転倒、車道に転げ出すとかという、考えれば非常に怖い状況のものがあると思えます。

そういう苦情がないから大丈夫だという安易な考え方では、行政はいけないでしょうね。そういう不安材料を取り除くのが行政かと思うんで、単純に出ているつるだ、枝だっていう軽い考えではなく、大きな事故につながるということをしっかり町側も感じていただいて、それぞれ対処していただきたいと感じています。

最後になりますが、行政内部ではもちろんですが、各区と連携を図り、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できるようなまちづくりを知恵を出し合い、もちろん区の皆様の御協力を得るところではございますが、行政主導で安心安全を確保を進めていただきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告8番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了いたします。

昼食のため休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

（午後 0時09分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。
通告 9 番、五味高明議員の質問を許可いたします。
五味高明議員。

（ 3 番 五味高明君 登壇）

○ 3 番（五味高明君） 通告 9 番、議席番号 3 番、五味高明です。

9 月に入りまして、ようやく暑さも一段落をしたように感じます。ことしの夏は、日本列島は異常とも言える大気不安定によるピンポイントな豪雨で各地に被害をもたらし、特に広島の土石災害は甚大な被害をもたらしました。被害を受けられた皆様に対し心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、早い復旧を心からお祈りいたします。

いいニュースですけども、けさのニュースですが、テニスの全米オープンで、4 大会シングルで日本人初の決勝進出を果たしました錦織圭選手は、けさの決勝で惜しくも敗れましたが、日本中に夢と希望を与えてくれた明るいニュースではないかと思います。

それでは、今回私は、既に通告してありますように、人事処遇制度について、2 つ目として、平成 2 6 年度予算の執行状況について、3 番目に、町民の森の活用についての 3 点についてお伺いをいたします。順番は通告時とは入れかえてありますが御了承ください。

まず、平成 2 6 年度の予算の執行状況ですが、半期が過ぎようとしている中で、主要 6 事業の進捗、成果及び今後の予定と課題についてお伺いいたします。回答は、現在までの進捗、成果と今後の予定、課題を簡潔に回答してください。

最初に、役場庁舎整備事業として、庁舎基本設計業務委託料 1, 9 6 6 万が当初予算で盛られて、さらに今回の補正では、実質調査委託料等で 1, 0 6 3 万が追加されております。これについてお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

役場庁舎整備事業につきましては、平成 2 3 年度から検討を進めてまいりましたが、この 7 月に選定委員会において指名業者 6 社を選定し、7 月中旬から 9 月にかけて指名型プロポーザルを実施いたしました。

8月中旬には6社の参加が決定しまして、技術提案書が提出されました。受注事業者の決定につきましては、町議会から選出いただきました4名の議員様と町職員12名の合計16名で構成された御代田町役場庁舎建設事業設計委託業務受託事業者選考委員会において行いました。

9月2日午前ヒアリングを実施し、その日の午後選考委員会を開催した結果、受託事業者は株式会社第一設計に決定いたしました。この決定を受けまして、今年度は基本設計を行うこととなります。

また、今回の議会に補正予算を計上させていただいておりますので、御理解をいただいた後、建設予定地の土質調査や平面測量等を実施したいと思います。

その後の予定といたしましては、来年度、27年度になりますけれども、ここではより細かな設計であります実施設計を実施し、メルシャン内の庁舎建設予定地内の支障となる既存建物の撤去を行いまして、平成28年度中の着工を目指しております。

なお、基本設計に当たっては、町議会、町民、町職員からなる建設委員会を設置いたしまして、これを開催し、庁舎建設に当たっての町民の意見をお聞きし、基本設計を決定してまいりたいと思います。

今後行う予定であります基本設計及び実施設計では、課や係の配置を決めていく必要がありますので、組織の改編も含め、庁舎組織である事務改善委員会において検討を重ねてまいります。

課題といたしましては、昨今の工事費高騰と消費税の増税による事業費の上昇をいかに抑えていくかが大きな課題であります。

なお、新庁舎には、災害時の防災の拠点、経済的合理性にすぐれた拠点、町民に利便性の高い拠点、安心安全の拠点、エコールみよたとの一体的な施設、敷地を有効活用した施設と多面的機能を持つ庁舎の建設となりますので、これらの機能を持ちつつ、イニシャルコストとランニングコストをいかに抑えるかを考えた基本設計、実施設計としていくかであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 予定どおり進んでいるということで了解をいたしました。

2番目に、大林児童館再構築事業として、今年度は用地取得費1,267万円が

当初予算で盛られ、さらに、今回の補正で補償料が1,489万円に増額補正されております。この点につきましては、午前中の市村議員の質問で詳細の回答をいただいておりますが、一、二点ほど簡単にお伺いします。

現在、進捗上、午前中お聞きしたんですが、その進捗というのは、当初の予定どおりであったかどうか。また、今後これを進める上で、平成28年完成で進める上で何か課題はあるかの2点を簡単に御答弁ください。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

本年5月に用地交渉を行いまして、6月に専門業者に物件調査業務を委託し、今回補正をお願いしているところでございます。この議会の補正予算についてお認めいただきましたら、税務署協議を経て契約という運びになっておりまして、現在のところは予定どおり進んでおります。

今後につきましては、契約後に更地にしていただきまして、取得して、設計まで本年度当初予算に盛ってございますので、施設の設計まで済ませたいと考えております。来年度で施設の建設工事、再来年度、28年度の4月から供用開始というふうに考えております。現在のところ予定どおりでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） もう一点だけ、今回、補正で補償料が500万から1,489万ということで、当初より3倍ぐらいになってるんですけども、その理由何かありましたら御回答ください。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

当初予算の算定の昨年12月の際には、建物、別荘の2棟と立木等の撤去の工事費だけというふうに考えて500万と見積もって当初予算に計上しましたが、個人の財産を取得するというところでございますので、物件等の補償につきましても県の補償基準に当てはめたほうが、当然都市整備事業という補助事業を使ってやっているものでございますので、その補償費等の算定につきましても正当性のある金額を出していかなければならないということで、専門業者に調査を委託しましたところ、

内部等非常にきれいな状態になっておりまして、一般の別荘とは申し上げましたけれど、一般住宅と全く変わらないようなものが2棟ございます。その調査結果を踏まえまして、県の調査基準にのっとった補償費ということで、建物につきましては相当額がふえたものでございます。

ただし、用地交渉等行った中で、立木等につきましては、本来ならば1本幾らというふうに補償基準で補償していかなければいけないわけですが、そちらのほうにつきましては、伐採の工事費のみでいいですよという交渉がまとまりましたので、かなりの本数の木が、樹木があるわけですが、そちらにつきましては伐採の工事費のみを補償するということで内諾をいただいております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 了解しました。

続きまして、3番目の都市再生整備計画事業のうち、道路改良事業と龍神の杜公園の整備事業についてお伺いをします。

まず、道路改良事業関係では、総額1億9,821万円が当初予算で盛り込まれておりますが、上小田井雪窓線及び児玉荒町線では、7月と8月にそれぞれ測量後の住民説明会が行われました。このほかに、今年度計画した路線の状況はどうなっているかお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

都市再生整備計画事業は、安全安心して暮らせる定住基盤の形成、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、子供が生き生きと育つまちづくりをスローガンとして、道路や公園、児童館の整備を目標に掲げ、道路事業12路線、公園事業1公園、そして児童館整備1カ所の計画をしているところでございます。

道路事業につきましては、旧まちづくり交付金事業から継続しております5路線と新規7路線の道路整備を計画しております。初年度ということもありまして、まずは調査・測量・設計というものが、業務委託というものが主でございまして、一部用地取得、工事発注を計画しているところでございます。

12路線のうち、上小田井雪窓線など6路線の測量設計、用地測量、補償物件調

査業務というものを主に実施していく予定でございます。

現在、中学校から平和台までの上小田井雪窓線、県道借宿小諸線、つくしんぼ保育園交差点から町営住宅までの児玉荒町線、草越広戸地区農業集落排水処理施設から広戸集落西側までの広戸御代田停車場線、児玉地区世代間交流センターから旧県道借宿小諸線、雇用促進住宅までの東林大林線の道路設計を行っております。沿線の土地所有者や地区役員の皆様に対して、道路計画についての説明会を開催させていただいたところでございます。現在の執行率は40%程度ということでございます。

本年度の計画では、道路事業6路線及び龍神の杜公園の園路改良工事等を予定しておりますが、本年度計画します事業費に対しまして、要望額の55%程度に国の交付決定が縮減となっていることから、計画しておりました草越広戸地区農業集落排水処理施設前の広戸御代田停車場線、児玉地区世代間交流センター前の東林大林線の道路改良工事と龍神の杜園路広場設備工事については、入札差金の結果を考慮したとしても、国費の追加交付が見込めないことから、来年度は見送るようになってしまうかなと思われるところでございます。

残る上ノ林霊園から御代田中学校南側までの上ノ林児玉線と、しなの鉄道ガード下の上ノ林大久保線については、路線測量と道路詳細設計業務を順次進めてまいります。

進める上での課題ということでございますが、進捗状況によっては、半年、1年違ってくるという状況がございます。その原因はといいますと、用地の1番は確保だと思われまして、こちらのつきましては、この事業そのものが26年から30年までの5カ年計画ということでございますが、地区からの、地元区からの要望によって上げられた計画地でございます。よって、地元区等の事業促進に向けた強力な協力体制といったものが必要ではないかと思われまして、何分土地所有者への御理解をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） ほぼ予定どおり進んでいるということで理解をいたしました。

続きまして、公園整備事業についてでございますが、2,600万円盛って龍神の杜公園の整備ということになっております。この背景とかなんかは理解しており

ますので、現在の状況だけ手短かに御答弁いただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

龍神の杜の公園につきましては、先ほども申し上げましたが、本年度、実際は園路の改良工事予定はしておったわけですが、要望額、国の交付決定額が当初の予定よりも少なくなってきたおる、55%程度に抑えられているということから、今年の龍神の杜公園の設備の工事については来年度へ見送るという予定でありますので御容赦ください。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） いろいろの財政の話もありますので、了解しました。

続きまして、4番目に、南小学校大規模改造事業として1億2,877万円が当初予算で盛られておりますが、南小ではこの夏休み、例年より1週間長くして、部内の内部工事を進めたと聞いておりますが、2学期も既に始まっておりますが、子供たちの授業に支障がないような工事はちゃんと進んだのか、その辺を含めて進捗について御答弁をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 重田重嘉教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、南小学校の大規模改造工事の関係、進捗ということで御説明申し上げます。

小学校建設から37年がたちまして、北小に続きまして、本年、児童の安全確保、また施設の延命といいますか、長寿命化を図ることを目的に改造を行ってきてるところでございます。

主な工事の場所でございますけれども、校舎の外壁の補修、それから児童、職員トイレの水洗化、それから教室の床の研磨、それからワックス等の塗りかえ、それから廊下の張りかえ、それから昇降口、げた箱等の改修、それから窓ガラスに飛散防止用フィルム、それから教室の扇風機等の取り付け、あと細かいものでは、地下のオイルタンク等の補修というようなこともやっております。

一応工期は、請負業者によりまして、人工さんの手配ができないというようなことで延びる可能性があるということで、1月まで工期をとったわけですが、議員申されたように、夏休み中にその辺の手配が相当できまして、約95%程度工事が完

了しております。現在、残工事の外壁等の足場の解体がこれからというようなこととか、若干の最終的な補修等の工程で、ほぼ11月までには何とかできると。

それから、夏休み中にほとんどの教室の廊下とか、そういったところをやりかえましたので、子供たちには支障がなく、通常できれいになった教室で授業が始まったというような状況になって、順調に執行されていることを御報告申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 了解しました。これで子供たちもより快適な学習環境で勉強ができるわけで、大変喜ばしいことで、一安心でございます。

次に行きます。5番目に、クラインガルテン事業についてでございます。

この事業については、7月8日の第2回臨時議会で補正予算が提出され、当初予算の1億2,808万に7,080万円の増額補正が決議され、総額1億9,888万の大型事業となりました。この事業は出だしからちよつとつまずいておりますので、特に注意が必要かと思えます。

7月の臨時議会で報告されました今後の予定は順調か、特に9月下旬予定されております入札は、最近の新聞報道によりますと、県内の自治体の公共事業が建設作業員不足や資材高騰で入札不成立が続出していると報じられておりますが、見通しはいかがでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 飯塚 守産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、お答えします。

臨時議会以降の状況についてでございますが、用地取得につきましては、土地収用法に基づく事業認定が平成26年8月4日、長野県よりありました。これを受けまして、8月12日と20日に、長野税務署と譲渡所得税の事前協議のための打ち合わせを行い、8月20日同日、事前協議書を提出しております。税務署からの回答は9月の第3週ころになる、今のところ見通しでございます。

このことから、今月末には地権者と売買契約をし、用地の取得を図っていきたいと考えております。建設につきましては、現在、設計書を佐久地方事務所に事前に提出しており、10月中旬入札を予定しております。27年3月下旬に竣工の予定でございます。事業費につきましては、補正をいただいております、高騰等の十分加味しておりますので、不調となることなく落札できるものと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 了解しました。とにかく来年、さっき言いました、今ほどおっしゃられましたように、3月完成ということで、4月運営開始に向けてやり抜いていただきたいと思います。

また、取り越し苦労かもしれませんが、先日の監査報告の中で、監査委員の講評の4番で指摘されております指定管理者制度適応するに当たって、改めて対象施設が公の施設に当たるか否かの検証についてしっかりやっていただきたいと思います。ちなみに、近隣の1市1町のクラインガルテンは直営と聞いていますので、しっかりこの辺の検証をしていただきたいと思います。

最後になりますが、新クリーンセンターの建設関係の進捗でございますが、これにつきましては、先日の野元議員及び古越議員の質問で、現時点での回答はほぼ出尽くしているのかなというふうに考えますが、一、二点、私の思うところを述べさせていただきます。

先日もあったように、一部事務組合、10月設立ということで進めてまいったわけでございますが、この間も出ましたけども、きのう、佐久の市議会全員協議会で、市が計画する温水利用型健康運動施設の総事業費が18億3,700万になる見通しというようなことありました。このうち5億7,700万円は3町で応分に負担するというような内容でございました。

一部事務組合が設立されれば、その中でこのようなお金の負担割合等についても取り組んでいくことになるのですが、面替地区の地元要望がいまだに取りまとまっていない当町としては、負い目を負ってのスタートになるのではないかとこのように私は懸念をしております。

きのうの答弁でもありましたけど、もともと1市2町に後から御代田町は割り込んだ形になっている当町にとっては、このことは輪にかけてマイナス要因ではないかというふうに危惧をしております。

1市3町による新クリーンセンターの建設に向けた事業は、町長おっしゃっておりますように、町が取り組むべき最重要課題として位置づけてきているわけですが、その割にしては取り組みが甘いと言わざるを得ないと思っております。ようやく一部事務組合の設立が視野に入ってきたというのに、現在町の状態では、今後

の建設同意に向けて大きな不安があると考えざるを得ません。

地元区のペースを重視しながら進めているということをございしましたが、ここまできると、もはや一部地域の問題というよりは、御代田町全体の問題として捉えるべきであると、このように考えておりました。現状、体制の見直しも含め、鋭意取り組む時期に来ているのではないかというふうに考えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 現在のスタンスとしては、答弁申し上げたとおりです。ただ、これで10月1日に一部事務組合が設立、そして日程的には年内ぐらいの中での建設同意というふうな方向がスケジュール的には決まっておりますし、このことについては、地元にもそういうスケジュールで進んでいくということはお知らせをしてあるところです。

引き続き、町民課、佐久市対策室、そして地元の協議をしっかりと進めていきたいと、このように思っているところです。

なお、確かに御指摘いただいたような不安というものがまだまだ拭い去る状況にはありませんので、状況に応じて必要な対応をしていきたいと考えております。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） この件に関しては、12日の全協でも議題になるというふうに聞いておりますので、この件はここで打ち切りたいと思います。

予算関係の最後といたしまして、第1回定例会の質問で未回答となっております、当初予算の中で新規事業と継続事業の金額ベースでの比率について御回答をいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

新規事業と継続事業の比率ということをございます。長期振興計画の実施計画、これ3年ローリングをしているもので、26年度に位置づけられた一般会計事業のうち、当初予算に計上された事業費を積算をいたしました。事業全体では164件、合計で32億6,670万円のうち、新規事業は24件で5億2,383万円という

ことで、比率といたしましては16%、新規という位置づけになってございます。継続事業が140件で27億4,287万円、構成比84%となっております。

この実施計画に計上する事業につきましては、投資的事業と新規事業及び200万円以上の非投資的事業でございまして、人件費や公債費は含まれておりませんので、そういうことで御承知おきをいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 了解しました。予算の分析手法というのはいろいろあるかと思いますが、このようなデータベースを持つことによって、今後の予算の分析、計画等に有効に使えるかと思ひ、再度回答を求めたものでございます。

引き続きまして、通告2番目の町民の森に関連してでございますが、まず、ことしの第1回定例会一般質問の最後で、町民の森活用検討委員会というようなプロジェクトを立ち上げて検討をしていただきたいという提案で終わったかと思ひますが、この件に関して、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

26年第1回の議会で、五味議員御質問の最後で、委員会プロジェクトを立ち上げるということを私の提案として受けとめていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひますということで、この件については質問を終わりますという状況で終わってございます。

昨日の池田議員からの御質問でも答弁をさせていただいておりますけれども、現在、町民の森の活用については、現段階では、町民の森設置及び管理に関する条例の設置目的でございます、地域環境保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健・休養に資するための場に沿って引き続き管理をしていく考えでございます。

五味議員に御提案いただいたとおり、検討委員会を立ち上げるということは大変重要なことかと認識はしてございますけれども、現在、町のスタンスとしては、もう既に公の施設という形での位置づけができてございますので、例えば昨日もお話をしたところですが、ストックヤードとしての利用方法の変換を迫られるというような状況があれば、当然のことながら検討委員会とか、そういったものの設置も出てくるわけでございますが、町の方向性としては、これを今すぐ町民の森以

外の施設にしましょうという状況にはなっておりません。

そうしたことから、町の中で、町が公園、公のものだという位置づけをしたものを再度検討するということについては難しい問題があるような気がいたします。ですから、現在のところ、まだ検討委員会の立ち上げとか、プロジェクトの立ち上げという状況には至ってございません。よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今まで町民の森については、前にもお話しましたように、かなりの議員が何回にもわたって質問をしてきておりまして、その中の答弁の一部ですと、町の考えは、町長始め、企画財政課長も有効に利用したいという答弁でとどまっているということで、有効に利用するために町民の森の検討委員会というようなものをつくったらどうかということで前回御提案を申し上げました。

今の答弁ですと、内容的には昨日と同じでございまして、結果を聞くと何もやらないのかなというふうを感じるんですけども、現状、この町民の森の活用というのは、先ほど、今課長も言いましたけど、ストックヤードとの問題も絡んでおります。このストックヤードの問題は国の問題ということで、特に要請がなければ町としては特段動けないというようなことでもございましたが、この辺、切り口を変えて御質問をさせていただきます。

この8月20日に起きました広島の大規模土砂災害の、これをどのように町は捉えているかということなんですけども、新聞報道によりますと、災害の被災地となった安佐南区八木地区、あと、国土交通省が土石流の危険を懸念し、少なくとも9基の砂防ダムを建設する計画をし、1基は着工し、さらに9月からは地質調査などを始める予定だったというような報道があり、これは1999年6月に広島県内で32人が犠牲となった土石流災害を踏まえ、砂防法に基づき、計約900億円をかけて、3市、2001年度から砂防ダムの建設に着手したと。

これまで53基が完成しており、被害が集中した八木地区では、現在1基建設中で、さらに9月からもう1基着工に向けた調査に入ることを決めていたと。8月18日、調査を知らせる書面を区内の区民に掲示に張り出した。その2日後に今回の土石災害が起きたと。同地区の住民らは、3年前から砂防ダムの早期建設を要望していた。住民は、ダムがあれば被害を減らせたかもしれず、残念だと悔やんでいるという記事がありました。

また、別の記事では、安佐南区に隣接する安佐北区の住民の男性は、家の近くの山には砂防ダムがあり、助かったのはそのおかげかもしれないと証言したという記事が載っております。

このステータスを、この状況を浅麓地区、我々住んでる浅麓地区に置きかえたらどうなのかなということ、ただ当町では、ストックヤードの問題も保留になって進んでおりません。ただ、このストックヤードじゃなくて、国土交通省が2014年度に実施する道路やダムの直轄事業についての個別事業配分、個づけによると、浅間山の直轄火山砂防事業、これは長野県と群馬県にまたがるわけですけども、その県内分として、小諸市に加えて、新たに軽井沢町の3カ所で砂防堰堤工事を着手し、総額6億2,100万円、13年度の予算よりは1,600円の増額の予算をつけたというような記事が報じられておりました。

当町の両隣の小諸市、軽井沢町では事業が進められ、当町だけが置いてきぼりを食っていると思わざるを得ません。このままですと、広島の今回に例えれば、当町がさしずめ安佐南区で、小諸、軽井沢町はさしずめ安佐北区と考えるのは私だけでしょうか。

国の事業かもしれませんが、町民の安全安心を考えれば、国に陳情してでも早期に進めるべきであり、このときにセットで残りの部分の町民の森の活用も考えて進めていただきたいということで、委員会のようなものを提案したわけですが、町長はこの辺、安全安心を踏まえて、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

○町長（茂木祐司君） この15年間で250億円をかけて、浅間山周辺の砂防ダム、あるいは移動型といいますか、そういう計画が進められておりましたけども、それで現在、ストックヤードといいますか、ブロックの作製については佐久市のほうで引き続き進められていると。

利根川砂防事務所ですら所長が訪ねてきているわけなんですけども、その中での状況としては、当面今、ブロックの作製については進んでいるということから、まず小諸の蛇堀川の砂防ダムの建設を今一番最初に進めようとしていると。順次、この砂防ダムの関係も林野庁であるとか、環境省などとの調整が必要だということで、いずれにしても、利根川砂防としての考え方は、常設型の砂防ダムの建設を順次進めていく。砂防ダム群と言っていましたから、1つの川に2つないし3つという砂防

ダムの建設になるかと思えますけども、そういう方向で考えているというお話は何
っておりますけども、それ以上の内容についてはまだ何っておりません。

今御指摘がありましたように、確かに今回の状況から見ても、この事業を早く進
めていただくということはきっと必要なことだとは思いますが、その点について
は、これは御代田町だけではなくて、群馬県も含めた浅間山の周辺でのことになっ
ております。ですから、できれば今、浅間山の火山噴火に対する長野県、群馬県含
めて周辺の4つの自治体で対策協議会もやっておりますので、そうした周辺の自治
体とも協議して、この事業について早急に進めていただくような要望をするという
ことも考える必要があるかと思えますけども。

そういうことで、私としては、今御提案がありましたので、今の会長のほうに、
そういう意見が出てるのでということで相談はしてみたいと思っております。そん
な形で要望活動ができればいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今お話を聞いたんですけども、いずれにしても、ストックヤード
というか、町民の森含めてのことになるわけですけども、昨日の池田議員の質問の
中でも、この町民の森の活用とかについて、議会とか、町民と話したかという項が
ありましたけど、全くされてないようでありますし、そういうことで、個々に相談
するというのも大変なんで、私は個別は大変だから、プロジェクトのようなもの
をつくって、このことを検討すればいいなということで委員会という言葉を使ってお
るんですけども。

委員会のようなものをつくって、いろいろな識者が集まれば、環境はどうかのと
か、事業性はどうかとか、コストはどうかとか、雇用創出とか、経済効果とか、観
光とか、いろいろの点で議論ができるということで、こういう提案をしてるわけ
です。それに対しては、これとした今回答をいただけないわけですが、そういういろ
いろの町民からの要望もあるわけですから、こういった問題を積極的に取り組んで
いくという中で進めていただきたいなと。

こういった問題、この地は過去には選挙の争点になった土地だということも聞いて
おりますけども、早急に方向性を町長にはきちんと出していただきたいなという
ふうに考えるわけです。任期もあとわずかですけども、それともこの問題は、来年

2月には改選期を迎えるわけですが、3期目のリーダーとして取り組もうと考えているのか、その辺をお答えいただけますか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 苗畑土地をどういうふうを活用していくかということなんですけども、それで、私として非常に危惧していることは、例えばあの場所が1億数千万円で水源涵養であるとか、環境の保全とかいう目的、当初の目的のまま購入して、そのままそれがそういう活用をしていけば、それほど町民の皆さんにもそれほど関心と呼ばなかったといいますか、ことなのかなと思ってはいますが、実際にはそこにごみ焼却場をつくる。それも何年にもわたって話題になり、そしてその後、私が町長選挙に出て、そこを中止させるということで、中止させる作業も3年間にわたって議会、あるいは塩野区の幹部などとの協議があつて、つまり数年にわたってこの問題については政治の争点になった部分でもあるかなと思っております。

ですから、今回のストックヤードの説明会の中でも、何かやろうとすると、また何か開発されるんじゃないかとか、何かつくられるんじゃないかという敏感に反応する住民の皆さんの感情というものも今あるわけですね。ですから、そうしたことを考えますと、政治的な争いの場になった場所に何かを始めようとするときには、ある程度鎮静期間といいますか、そんなことも必要なかなというふうに思っております。

いずれにしても、有効に活用するということは当然必要なことですが、ただ、その時期とか、やり方とかなどなど、これは慎重にすべきであつて、またその場所が政治の争いの場になってしまったら、これはどうしようもならないということになってしまいますので、私としてはそういう意味で慎重に進めたい、慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） いずれにしましても、結局私申し上げてるのは、環境を悪くしようとか言ってるんじゃないなくて、水源なら水源という中でできることをやっていただきたいと。今を見ると、ただ草ぼうぼうで、これが本当に水質保全ですかって疑いたくなるような状況だから、このようなことをしつこく言っておりますので、ぜひ前へ進めていただきたいと思います。

時間の関係もありますので、最後の通告となっております人事処遇制度についてお伺いしていきたいと思います。

通告の中でも述べさせていただきましたが、社会構造が目まぐるしく変化する昨今にあって、これに対応した町の行政運営はますます複雑化しています。これを支えるのは、人イコール人財です。

通告の中で、人材の「材」をあえて財産の「財」と書かせていただきましたのは、これは決してミスプリントでもなく、私は、人材には3つの漢字があるというふうになっております。今回使いました財産の財のほかに、存在の在、すなわち、いるだけの人ですね。もう一つは、犯罪の罪、いるだけでも罪になる人と。こういうふうな3つに分けられるのかなというのが私の持論でございまして、私は人は財産だと考えておりますので、人財を育てること、すなわちこの財産の財のつく人をふやすことが大切だと考えております。

そして、この財のつく人財には、成果に対して適切なインセンティブを与えるべきだとも考えております。そこで、現在、成果に対して適切な人事処遇をどのような仕組みで行っているのか、現在行っているかですね、これをお伺いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

当町における人事の処遇につきましては、地方公務員法に定められている勤務評定制度和自己申告制度により実施しております。当町の御代田町職員勤務評定制程の第2条の目的には、勤務評定は、職員の執務について客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発、指導育成、昇任・選考に反映し、公正かつ科学的な人事管理を行うために実施するとあることから、これまでも結果を残した職員に対しては、この評定結果を根拠に昇任等の処遇を実施してきております。

また、成果を出した職員については、評定結果を根拠に、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づき特別昇給という形で反映させております。

一方、自己申告制度については、職員の意向、能力、適正等を的確に把握し、能力開発、能力活用に生かすとともに、異動の参考資料とすることを目的としていることから、これまでに評定結果とあわせまして両制度を適正に活用し、適切な人事

処遇をしてまいりました。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） 今のお話で、御代田町職員勤務評定規程、御代田町職員自己申告規程、これにつきましては、私もホームページからダウンロードして読ませていただきました。あと、その中にあったのが、業務改善提案要綱というのがありました。この3本の柱で運営しているのかなと、こういうふうに私は勝手に考えたんですけども、この業務改善提案は、ここ二、三年、三、四年で結構なんですけども、1年に何件ぐらい出されているのかお答え願います。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

ここ数年のところに、その提案は残念ながらございませんでしたので、その件についてはそういう形で御了解いただければと思います。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員。

○3番（五味高明君） この業務改善提案のあれを見ますと、行政事務の改善と能力の向上に資すことを目標として、この要綱を定めているというわけで、これが職員のやる気とか、資質の向上をはかる尺度になるのではないかというふうに考えますので、今ゼロという回答でございましたけれども、ぜひ活発に進めていただければと思います。

時間も押してますので次に行きますけども、4次長期振興計画の人事管理の適正化という項目に、人事管理は、町政を支える職員が町民の信頼を確保しつつ、主体的に能力の向上に取り組み、高い使命感と働きがいを持って職務を遂行できるようにすることが重要になりますと。このため、人事評価制度及び目標管理制度の導入、さらには勤勉手当の支給基準の明確化などが必要となりますとありまして、次のページに、国では、能力・実力主義の人事管理を導入することを柱の一つとする国家公務員法の一部を改正する法律が平成19年7月6日に施行し、平成21年4月1日より新たな人事評価制度がスタートしました。

当町においても新しい人事評価制度を導入し、人事評価を給与に適正に反映することにより、職員の仕事に対する情熱と意欲を高め、組織全体の活性化を図り、職員的能力開発や技術の向上、ひいては組織パフォーマンスの向上につながります。

また、新たな人事評価制度の導入と自己申告制度をさらに機能化させることにより、能力・実力主義に徹した適材適所の人材配置や給与の適正化を図ることができますとあります。全く私も同感であります。

そこで、ここで言う新人事制度とか、目標管理制度は、具体的に運用が始まっているのか、まだなのか。また、始まっているとすれば、現在、今お話のありました御代田町職員勤務評定規程や御代田町職員自己申告規程とはどのようにリンクしているのかをお伺いたします。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

新人事評価制度につきましては、長期振興計画にあることをございますけれども、現在までは、この新制度の導入は実施してございません。しかしながら、平成26年5月14日、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律が公布されました。この改正の柱の一つとして、地方公務員について、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること。特に地方公共団体においては、従来の勤務評定制度に変え、人事評価制度の導入が義務づけられることとなりました。

この背景には、地方分権の一層の進展により、地方公共団体の役割が増大していること、住民ニーズの多様化、厳しい財政状況や集中化改革プラン等により職員数が減少しているなど、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められております。その結果、能力、実績に基づく人事管理の徹底が図られ、より高い能力を持った公務員の育成が不可欠であり、組織全体の士気高揚、公務能率を上げることで、住民サービス向上の土台をつくるといった狙いがあるとされております。

この人事評価は、能力評価と業績評価を柱に制度が構築されております。平成28年4月までには本格運用するとされております。その中で、能力評価というのについては、職員の職務上の行動等を通じて、顕在化した能力を把握して評価するもので、標準的な職位に応じて定める標準職務遂行能力に対応して、例えば企画立案、専門知識、協調性、判断力などの項目について評価を行うこととなります。

また、業績評価とは、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握して評価するもので、国家公務員においては、具体的な業務の目標、課題を期首に設定し

まして、期末にその達成度を評価する目標管理型の業績評価を行っているところでございます。

当町といたしましても、この法の趣旨に基づきまして、期日までに制度設計などを行いまして、人事評価制度を本格運用していく予定でございます。

なお、人事評価は、職員育成に係る取り組みの一つでもございますので、これだけでは機能いたしません。そのため、計画的な人事配置、業務経験、OJTによる経験の蓄積、そして研修による教育も必要となりますので、人事評価とあわせて総合的に運用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 五味高明議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめに入ってください。五味議員。

○3番（五味高明君） 今、目標管理、大分勉強されたようにお伺いを、感じましたけれども、長振でも言ってるんで、ぜひこの目標管理制度というのを導入して進めていただきたいというのが私の思いでありまして、蛇足になりますけれども、私の考えてる目標管理、これについてさわりだけお話させていただきます。

この目標管理、英語で言いますとMBOと、頭文字でMBOと言うんですけども、マネジメント・バイ・オブジェクティブズ・アンド・セルフコントロールというふうに英語になっております。当町には既に自己申告規程というがあるので、この辺をブラッシュアップして、MBOに結びつければいいのかというふうに考えております。

ここで言うMBOというのは、指示、命令という上意下達式の目標設定に対して、英語の今中にありましたように、セルフコントロールという言葉がありますように、各自の自主性を尊重して目標を設定すると、ここがポイントになります。一般的に目標管理というような管理といった言葉を使いますと、イメージ的には管理統制、いわゆるノルマ管理というようなマイナスのイメージが強くなるわけですが、決してそうではないんです。この辺もよく研究させていただければいいかなと思います。

人材育成といえば、いろいろな中で、OJTとか、OFFJTで研修会に参加するなどのことが主流となっているわけですが、ぜひこのMBOといったマネジメント思想の導入で、将来の町、行政を担う人財の育成と発掘をしていただきたい

など、こんなふうを考えております。

もう時間も押し迫っております。本日は、この目標管理イコールMBOの導入促進の提案をいたしまして、私の一般質問の全てを終わらせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告9番、五味高明議員の通告の全てを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時30分